

総管第102号
平成6年4月25日

各省庁大臣官房長等 へ

総務庁行政管理局長

聴聞の運用のための具体的措置について

貴職におかれましては、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）の施行に向けて鋭意御準備されているところと存じます。

この度、関係機関における法の施行のための円滑かつ適切な準備の実施に資するため、別紙1及び2のとおり取りまとめましたので、通知いたします。

つきましては、下記の事項について、御配慮をお願いいたします。

記

- 1 法の施行については、本年10月1日の施行に向けて準備方お願いしているところであり、その準備に遺漏なきよう、所要の措置を講ずること。
- 2 貴管下各機関及び所管特殊法人に対しても、周知方御手配いただくこと。

(別紙1)

聴聞の運用のための具体的措置を講ずる際の基本的な考え方

1 趣旨

各省庁、地方公共団体等が、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節に規定する聴聞の手続を具体的に運用する上での規則等（以下「聴聞規則等」という。）の制定等の措置を講ずるに当たって、その制定形式（例えば、各行政庁ごとに聴聞規則等の制定等の措置を講ずるのか、又は法令ごとに当該措置を講ずるのか等）の在り方について法で規定しているものではない。

しかしながら、その結果、聴聞規則等の制定等の措置が各省庁・地方公共団体等間で秩序なくなされ、その形式がまちまちなもの（例えば、一方では法令単位で、他方では行政庁単位で）となることが前提にされれば、各省庁、地方公共団体等において聴聞規則等の制定等の作業を進め、また、聴聞を円滑に運用する上で支障を来すおそれもあること（特に地方公共団体においては、各省庁ごとの制定形式がまちまちとなれば、聴聞規則等の制定等の作業及び実際の運用に支障を来しかねないこと。）から、そのようなことのないよう基本的な考え方を示すものである。

2 基本的な考え方

(1) 聴聞の運用は、各行政庁に課せられた事務であり、各省庁、地方公共団体等において、その運用は行政庁自らの責務として行わなければならないことから、聴聞の運用に当たって遺漏なきよう、原則として、各省庁の行う処分については各省庁で、各地方公共団体等の行う処分については各地方公共団体等でそれぞれに聴聞規則等を設けておく必要がある。

(2) 地方公共団体において聴聞規則等を設ける場合にあっては、教育委員会、公安委員会等の委員会（地方自治法第180条の5）は、地方公共団体の長と同様、執行機関として位置付けられており、また、特別な性格を持つ事務を行うものであるため、委員会が行う処分に係る聴聞規則等については、地方公共団体の長たる執行機関が設ける聴聞規則等とは区別して扱うことも考えられる。

したがって、委員会が行う処分に係る聴聞規則等については、その処分の性格等を踏まえ、当該法令所管庁において、関連法令を通じた統一的な聴聞規則等を設ける必要があるかどうか判断する必要がある。

(3) 複数の行政庁の処分が法令に規定されている場合に、各行政庁を通じた統一的な手続として当該処分に係る聴聞の手続を定めることが特に必要であると判断されるときには、当該法令所管庁において、各省庁、地方公共団体等ごとに

設けた聴聞規則等とは別に、当該処分に係る聴聞の統一的な手続を設けることが考えられる。

なお、このような取扱いが具体的に生かされるよう、(1)で記した各省庁、地方公共団体等ごとに聴聞規則等の制定等の措置を講ずるに当たっては、当該規則等において、例えば「法令（規則等を含む。）に特別の定めがある場合には、その定めるところによる。」旨の規定を設けておくことが考えられる。

(備考) 法令ごとに聴聞規則等の制定等の措置を講ずることとする場合との比較について

—地方公共団体の長たる執行機関の聴聞実施に際して—

各行政庁ごとに聴聞規則等の制定等の措置を講ずることとする以外の方法として、法令ごとに当該措置を講ずることとする方法が考えられるが、両者の長短を検討してみても、

- ① 聴聞手続については、法第3章第2節においてかなり具体的かつ共通的に規定されていることから、仮に、法令ごとの特徴を踏まえ規定する必要があるとしても、その運用のための詳細な手続まで原則として法令ごとに定めるものとする実益は一般的に乏しいものと考えられること、
 - ② 法令ごとに聴聞規則等を設け、それがまちまちなものとなる場合には、特に都道府県等地方公共団体にあつては、同一の地方公共団体において、様々な法令に応じた聴聞規則等ごとに異なった聴聞運用を行わなければならない、その運用に混乱を来すおそれがあること、
 - ③ 法第3条第2項により、法の一部の適用が除外されている処分等についても、法第38条において、必要な措置を講ずる努力義務を地方公共団体ごとに課していることから、地方公共団体にあつては、法の対象となる処分についての実施手続（聴聞規則等）の制定形式も基本的には同様のものとする（地方公共団体単位で定める）ことが（将来）全体として円滑な運用に資するものと期待できると考えられること、
- などの事情があるので、各省庁、地方公共団体等ごとに聴聞規則等の制定等の措置を講ずることが適当であると考えられる。

(別紙2)

聴聞の運用のための具体的措置に関する指針

I 趣旨

本指針は、各省庁、地方公共団体等が、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき聴聞を行うに当たり、法第3章第2節に規定する聴聞の手続を具体的に運用する上での規則等（以下「聴聞規則等」という。）の制定等の措置を講ずる際の参考に資するため取りまとめたものである。

ついては、「聴聞の運用のための具体的措置を講ずる際の基本的な考え方」も参照の上、また、必要に応じ、関連法令に規定する処分の性格、手続の実態等も踏まえ、各省庁、地方公共団体等において聴聞規則等の制定等の措置を講ずることとされたい。

なお、本指針において使用する用語であって、法において使用する用語と同一のものは、これと同一の意味において使用するものとする。

II 指針

第一 他の法令に定めがある場合の取扱い

聴聞の手続に関しこの規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第二 聴聞の期日の変更

- 1 行政庁が法第15条第1項の通知（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。
- 2 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。
- 3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

第三 関係人の参加許可の手続

- 1 法第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の 日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。
- 2 主宰者は、その参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に

通知しなければならない。

第四 文書等の閲覧の手続

- 1 法第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。
- 2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。
- 3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

第五 主宰者の指名の手続

- 1 法第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。
- 2 主宰者が同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

第六 補佐人の出頭許可の手続

- 1 法第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の 日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。
- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

第七 聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持

- 1 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

第八 聴聞の期日における審理の公開

- 1 行政庁は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、あわせて、当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項の求めを受諾し又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

第九 陳述書の提出の方法等

- 1 法第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

第十 聴聞調書及び報告書の記載事項

- 1 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。
 - 一 聴聞の件名
 - 二 聴聞の期日及び場所
 - 三 主宰者の氏名及び職名
 - 四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）並びに行政庁の職員
 - 五 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等及び当該当事者にあつては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
 - 六 当事者等及び行政庁の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）
 - 七 証拠書類等が提出されたときは、その標目
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が相当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。
- 3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- 一 意見
- 二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- 三 理由

第十一 聴聞調書及び報告書の閲覧の手続

- 1 法第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあっては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出してこれを行うものとする。
- 2 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

III 備考

各省庁、地方公共団体等が聴聞規則等の制定等の措置を講ずるに当たって、IIで示した指針の内容以外にも、例えば、利害関係人の参加のための公示の手続、参考人等の出頭の求めの手続など、関連法令に規定する処分の性格、手続の実態等に応じ必要と考えられる手続があれば、適宜、必要な手続を講ずることとされたい。

総管第103号
平成6年4月25日

自治省行政局長 殿

総務庁行政管理局長

行政手続法の施行に向けての準備について（依頼）

標記については、「聴聞の運用のための具体的措置を講ずる際の基本的な考え方」及び「聴聞の運用のための具体的措置に関する指針」を別紙1及び2のとおり各省庁官房長等あて通知しましたので、地方公共団体に対しても御周知いただきますよう、お願いいたします。